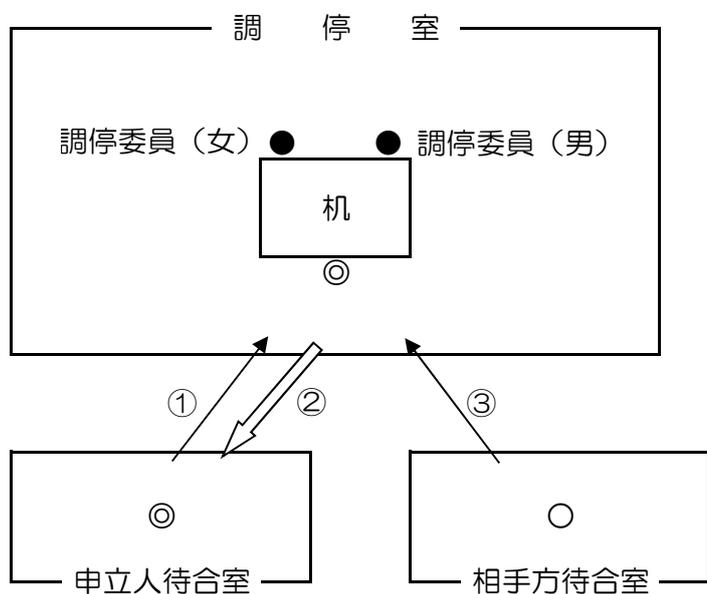


調停とは

- 話し合いの手続です。
- 調停委員が話し合いの仲介役をします。
- 1回（1日）あたり2～3時間話し合います。その回で決着がつかなければ次回は約1ヶ月後です。
- 調停は、話し合いが合意に至る（調停成立）か、決裂する（調停不成立又は取下げ）まで続きます。調停期日の回数に制限はありません。
- 調停成立の場合、最後に裁判所が合意内容を文書（調停調書）にしてくれます。



当事者の一方が調停室に入っている間、他方は待合室で待ちます。話が一区切りしたところで当事者が入れ替わります。